

2022

模擬国連の探求

模擬国連会議記録集

2021 年度関東五研後期会議編

編集：何 山(日本模擬国連日吉研究会 25 期)

利用に関する注意事項

本書のうち、目次に挙げる各会議に関する章の著作権は、それぞれの章の始めに氏名を示す各会議監督に属する。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、編集者に属する。

本書の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用はこれを認めない。

本書の利用についてご質問がある場合は編集者の何 山までお願いいたします。

連絡先 : kazan2019.jp@gmail.com

編集はしがき

模擬国連は議論、交渉をはじめとした多くの能力を必要とする活動である。模擬国連の能力を十分に習得するためには経験の積み重ねが重要となるため、それらの能力は基本的には模擬国連の実践の中で鍛えられる。しかし、模擬国連の実践たる模擬国連会議のほとんどは、文章として記録に残されることなく、ただ参加者の記憶に保存され、各々個人の反省に活かされるに過ぎない。そのため、模擬国連の実践について考察しようにも、自身の経験という限界が存在してしまうことになる。

文章として模擬国連会議を記録に残すことは、考察の幅を広げ上記の限界を克服するための材料となるだけでなく、それ自体、模擬国連の実践をどのように具体化するかという作業を通じた、模擬国連とは何かという探求となるだろう。以上の考えから、この度2021年度関東五研後期会議の会議監督の方々に依頼してそれぞれの会議を記録していただき、それを合わせて編集しこのように公開する運びとなった。多大なる協力をいただいた各会議監督の方々には深く感謝を申し上げたい。本記録集が、模擬国連のより良い実践に資することを願ってやまない。

目次

国立研究会後期会議『ウクライナの領土保全』	4
駒場研究会後期会議『ウィーン人権宣言の起草』	9
日吉研究会後期会議『武器貿易条約』	15
四ツ谷研究会後期会議『侵略の定義—総会決議三三 一四までの道程—』	17
早稲田研究会後期会議『国連における中華人民共和国の合 法的権利の回復』	21

国立研究会後期会議『ウクライナの領土保全』

会議監督：直江薫乃

1. 会議概要・目的

議題：「ウクライナの領土保全」

会議にあたり以下のようなコンセプトを定めた。

「積土成山」

目的・目標

ロジックを作り上げる感覚(準備段階)、それを当日使う時のドキドキ感なりしのぎを削る感覚なり(本番)が生まれる環境・状況をフロントは作り、デリはそれを楽しめるように会議全体にわたって取り組んでほしい。議題自体、対立軸がはっきりとしており、参加国も直接のインセンティブを持っている国も多い。会議準備の8割をロジック組み立てや戦略立案に当てることによって会議中に自分が行うべき行動が準備段階で明確化され、当日デリ同士で戦わせることができる議題であるから。

〈コンセプト達成の工夫〉

①BGでの議題理解の部分でつまづくことのないようになっている。

②メンターでの対話を通してその国らしい行動を考えてもらう(旧メン以上)

また、新メンには、国益設定や戦略立案に不安がある人も同じ土俵で戦えるようにメンターの回数を会議までになるべく多く入れてもらう。

会議の経過、成果文書について

11月24日事前交渉開始

事前交渉では、会議の進行を決める論点TT案についての議論がなされた。

議場には大きく2つの陣営が存在していた。「Ukraine」側と「Russia」側である。各陣営の動きとフロントからの所感は以下の通りである。

Ukraine:西側の主にUS・UKと一緒に論点TT案の取りまとめを行っていた。

Russia:ラ米・Armeniaなどの国の一緒に論点案の取りまとめをやっていた。

☆事前会合の前段階では大きなコンバインなどは行われなかったが、各陣営での調整は進んでいた印象

☆Russiaの論点案がこの時点でVer2.3とかまでできていたのでウクライナよりも進んでいる印象だった。

☆Ukraine側はUK・USと一緒に西側をまとめている印象を受けた

11月24日事前会合

この時点では Ukraine 案と Russia 案の 2 つが議場に存在していたと認識

Ukraine 案：西側との調整に時間がかかり、新しいコンバイン等は生まれなかった

Russia 案：各国からの懸念・修正を募り、ロビーイング終了時点では、Ver.5 が出来上がり、コンバインへ向けて最終調整をしていた。また新しい動きとしてラ米（主に Nicaragua）がロシア案とウクライナ案の中間案のようなものの作成を開始した。

11 月 27 日 本会合 1 日目 議論議論

①ARM & NIC 案

GBR・ALB 案と RUS 案の中間に位置するコンバイン案

②RUS 案

WM5.5 できるだけ中立な立場。2-2 は 1-2 国際法・国内法両方の側面から触れている。大論点 2 中論点 2 は事前会合の懸念をもとに変更。

③ALB & UK 案

大論点 1 において住民投票の違法性安保理の養成について総会でも審議すべき大論点 2 はウクライナ案をベース。UK とウクライナ案から具体化した。

事実をもとにして議論するのであれば合意できるとのことだった

以上、3 つの案が議論議論の時間内にコンバインし、以下のような論点案がまとまった。

大論点 1：クリミア住民投票に対する評価

小論点 1：住民投票実施時点のクリミアは民主的で公正な国民投票を行うことができる状況であったか？ ※懸念のフェーズまで

小論点 2：クリミア住民投票がウクライナの国内法上有効であったか否か
※質問および回答のフェーズまで

(GBR&ALB 大論点 1 小論点 2、RUS 大論点 1 中論点 2 小論点 2) 小論点 3：
クリミアにおける外的自決権の行使が有効か否か

(GBR&ALB 大論点 1 小論点 1、3、RUS 大論点 1 中論点 2 小論点 1)

大論点 2：クリミアに関する一連の軍事行動

小論点 1：OSCE による監査ミッション(PC.DEC/1117 21 March 2014)の実施状況

小論点 2：3 月 1 日にロシア上院において承認されたロシア軍のウクライナでの軍事行動の法的側面(GBR&ALB)

11月27日 本会合 実質議論

議論は、各国の主張→質問→質問の回答→懸念→反論→再反論→合意提案の順に展開された。各論点での合意点は以下のとおりである。（懸念以下は大論点1小論点2では行わなかった。）

〈大論点1 小論点1〉

①クリミア半島の状況に関して不確定な部分があり今後ウクライナロシア双方の合意する

機関による現地での調査が必要である

②現地の状況を国際的な信頼のもと、適切に把握する必要がある

③国際社会において住民投票に関する統一した見解がない。

④客観的事実の解明が急務である。

⑤OSCEはウクライナ並びにロシアが加盟する中立な機関である。

〈大論点1 小論点3〉

①友好関係原則はじめとし、自決の権利の行使と領土保全原則は両立させなくてはならないとされている。

②コンボの状況とクリミアの状況には差異がある

③いわゆる「救済的分離」を行うには、生命を脅かされるような最も深刻な抑圧にさらされている極端な状況が少なくとも求められる

④クリミアの分離独立を正当化する国際法は存在しない。

⑤HCNMがロシア語話者の権利を侵害したり脅かしたりする証拠を発見しなかった

〈大論点2 小論点1〉

①「クリミア半島の状況に関して不確定な部分があり今後ウクライナロシア双方の合意する機関による現地での調査が必要である」という合意に従って、今後国連などウクライナ、ロシア双方の合意する国際機関においてその全ての加盟国はクリミア半島現地での調査を確保しなければならない。

②クリミアにおいて調査を行うに当たってロシア、ウクライナが所属するという点で現状OSCEが適切な機関の一つであると言える

③OSCEの監査は現状、何ら阻害なく実行されていると結論づけることはできない。

④OSCEが継続的にウクライナ情勢において積極的な関わりを持つべきである。

⑤1117の監査団の行動範囲には意見の相違が見られる。

⑥国の領域は、武力による威嚇または武力の行使から生ずる他国による取得の

対象としてはならない。

⑦武力による威嚇または武力の行使から生ずるいかなる領土取得も合法的なものとして承認してはならない。

⑧国または領域の国民的統一および領土保全の部分的または全体的破壊に対して、または

その政治的独立に対して行われるいかなる試みも、憲章の目的および原則に反する

〈大論点 2 小論点 2〉

①ヤヌコビッチ大統領の弾劾はウクライナ憲法 111 条に従うと、成功していなかった。

②過去相手国の合意なしに行われた在外自国民保護活動のすべてが違法だとは必ずしもい

えないという前提が存在する。

③ウクライナ国内法では二重国籍の所持が禁止されている。

④ウクライナ国内法では、他国の軍隊派遣を要請する際に、議会の承認を必要とする。

⑤ヤヌコビッチ大統領によるロシアへの軍事要請は同権限をウクライナ最高議会に与えて

いるウクライナ憲法に反するものである。

⑥基本的に相手国の同意のない在外自国民保護に基づく武力行使は違法である。

⑦ロシアは国連憲章 51 条に基づく自衛権の行使に関する報告を安保理に対して行っていない。

⑧国際紛争を平和的手段によって解決することは、国連憲章第 2 条第 3 項によってすべての国連加盟国に課された義務である。

⑨ 1997 年のウクライナロシア間の友好・協力・パートナーシップ条約に基づく外交交渉を、ロシアは拒否した

決議案は以下の通りである。

Resolution.1 By Ukraine

https://docs.google.com/document/d/16v9a-jzLZsTwaYsBBfZtflzaqWvU4l_f/edit?rtp

史実に近い文言が出た

投票行動も史実とほぼ一緒だった

Resolution.2 by UK

https://docs.google.com/document/d/1ITEvJPRUXFyoaaJJ_g7kGDLOPIebitgb/edit

合意点の中で特に西側陣営が強調したい OECD 監査ミッションに関して言及し

た決議で議場益重視の決議が通った。

Resolution.3 by Belarus

https://docs.google.com/document/d/1fT3iMP6cjztGIL_UiYBrQG4xV2iYixVw/edit

ロシアの中間案からバッティングしている文言を抜いたもので決議として国際社会に残ることを重視した決議だった。

会議総括・課題

アワードは以下の通りである。ベストリ：Ukraine 大使

アウスタ：Russia 大使

タスクアワード：Albania 大使

今回は「ロジック構築」を最重要視した会議でもあり、デリにも準備段階からロジック重視で準備を進められるよう BG の内容を濃いものにした。しかし、軍事関係ともなると各国の機密情報を扱うも同然なのでその部分の内容が薄くなってしまったのは反省点である。また国割のパワーバランスもウクライナ陣営側に老・神が偏ってしまったが、これに関しては新メンのこれからを見据えて配置したと言っても過言ではない。また当日になり、RoPに関して重大な欠陥が見つかり、一部の大使には、多大なる迷惑をかけてしまったことは、課題の 1 つである。

駒場研究会後期会議『ウィーン人権宣言の起草』

会議監督名：吉田直樹

1. 会議概要・目的

本会議の特徴としてはまず、論点の多さ、起草すべき範囲の多さというものが挙げられる。

事前に議長草案を配布しており、そこから抽出されるであろう争点はある程度BGに列挙していたが、そこからどのように論点を抽出するかは完全に大使の方々に任せた。

一応争点を記しておくとして、人権の普遍性、不可分性、非選択性、全ての人権は国際社会の正当な関心事項か否か、自決権条項、発展の権利、開発援助に関するコンディショナリティ問題、国連人権高等弁務官の設置の有無を争点として設定した。

また、これらの争点間の関連についても本会議は特徴があると言える。これらは全て争点として同一レイヤー上に列挙してあるが、大きく分けて人権の「基準設定」にかかるものと人権の「保障」にかかるものとに分けられる。つまりは基準設定＝何が人権概念に含まれるのか、そしてその性質やその範囲をどのように設定するか、という争点と、保障＝それをいかに実効的に保障していくのか、という争点である。もちろん重なる部分もあるが、人権の普遍性、不可分性などの性質を扱うもの、自決権などその適用範囲が問題になるもの、さらに「発展の権利」などその存在自体から疑われるようなものは基準設定の問題になり、そしてそれをいかに保障するのか、という争点にはコンディショナリティ問題や弁務官の設置などが含まれる。

このような議題の性質から、例えばどこか1つの争点についてどちらかのサイドに有利な合意が取られれば、その後の争点にも大きな影響が出るというのも特徴の1つだろう。大きな枠組みで見れば、「基準設定に含まれる」とされたものに関しては、「人権なのだからそれは保障されるべきだ」という主張が当然成り立つ。また、よりミクロなレベルで見ると、「人権の普遍性」という争点はほとんどの争点のベースとなる争点である。例えば、「人権概念は普遍的だ」という合意が括弧もつかずに合意されれば、「それならそれは世界全体で普遍的な概念なのだから、国際社会の正当な関心事項である」という論理が大まかではあるが、成り立ち、「人権問題は国際社会の正当な関心事項か否か」という争点に影響をする。また、国連人権高等弁務官についても「各地域の様々な国によって構成される人権委員会（当時の名称）はしばしば政治的な影響を免れ得ない。普遍的な

人権概念を達成するためには高潔な個人を人権の保障者としておくべきだ」「その職務内容は人権概念を広範に保障するようにするべきで、個人通報制度などを弁務官は利用できるようにするべきだ」といった論理が成り立ち、この争点の決着に大きく影響を与えることになる。このように一見多く見える争点であるが、それらは階層化され、どこか1つの争点での合意がその後の議論や交渉に大きく影響されるという議題構造になっているのである。

この議題の性質ゆえ、「普遍的な人権概念の促進に前向きな欧米諸国」と「地域的な人権観の存在ゆえに普遍的な人権概念の承認に反発する途上国」が対立する、という南北対立が基本的な対立構造となってくる。また、その中でも「普遍性を推進するが発展の権利の生成については強く反発するアメリカ合衆国」「普遍性の承認や、決議のコンセンサス採択により関心があるヨーロッパ諸国」「天安門事件を受け、国内の人権問題に殊更に介入されたくない中国」「発展の権利についてことさらに強い要求を持つアフリカ諸国」「宗教的な観点を持つイスラーム諸国」「開発援助や内政不干渉原則に敏感なアジア諸国」「自決権に関しては陣営と足並みが揃わないカナダ」など様々なアクターが存在し、対立構造を複雑にしている。

このように「カオス」である議題・議場であるため、会議コンセプトは「会議は踊る、されど進めよ」とした。つまり、「踊る」議題において、その議題構造や国の間の関係を正確に把握し、そこからどのような論点設定が望ましいか、どのような議論・交渉をするのが自国にとって有利になるのか、どこの国と協力するのか、どうすればその国と協力できるのか、などを分析し、実際に発揮する場所にしてほしい＝進め方を見つけて欲しい、という思いをこめてこのコンセプトをつけた。また、それらを通じて自分なりの模擬国連の取り組み方を再考する＝進み方を見つける、ことも願ってこのようなコンセプトにさせていただいた。

2. 会議の経過、成果文書について

会議は大きく分けて事前会合、事前交渉、本会合2日間によって構成された。順を追って説明していく。

1) 事前会合（11/29月）

事前会合については、会議細則で規定していた通り主にTT案のコンバインやその採択に向けた交渉が進んだが、予想通りに進行した部分とそうでない部分が存在した。予想通りだった部分は、途上国と欧米諸国の南北の2つのグループに大きく分かれて交渉が進んだというマクロな部分であり、予想外だったのはその南北それぞれのグループ内での動きがあまりなかったというミクロな部分である。

マクロな部分に関しては、当然アメリカ合衆国や西欧諸国が望む議論の進行方

法と、途上国が望む進行方法が同じはずもなく、南北でそれぞれまずはまとまる、というのが事前会合の時点でどの程度進むかはさておくとして当然予想され、実際事前会合ではそのように進行した。

しかし、会議概要の部分で書いた通りに各国間でミクロな部分についてのスタンスの違いも当然存在するのだが、そういったものは事前会合のときにはあまり明らかになっていなかったように思える。また、南側と北側の国々がそれぞれ固まって動かず、南北間の交渉もあまり見られなかったことも予想外のことであった。全体のコンセンサスを重視した案を提出し、南北間を奔走して実質議論の時間を伸ばしてコンセンサスを目指す国や、特定の権利について十分に議論できるようなTT案を出す国、特定のトピックに関して深刻な利害が存在するためあらかじめ同じような利害を持つ国と南北の壁を超えて協調を図ろうとする国などが存在するかと予想していたが、そのような動きがなかったのが、会議監督として予想外なことではあった（もちろん大使の方々には意図があったと思うため、良い悪いという判断をここで下しているわけではない）。

2) 事前交渉（11/30~12/3）

次に事前交渉について述べる。ここに関しては事前会合とほぼ同じであるため、それほど書くこともないのだが、TT案をメインで作っていた国々が個別で話し合いを進めることが中心であり、全体として積極的な交渉が進んだという印象はなかった。事前会合と同じく、陣営をまたいだ動きはあまりなかったことを付記しておく。

3) 会議当日 1 日目（12/4）

そして会議当日になるが、まず1日目はTT案採択→そのTTにしたがってモデレートコーカスという流れになった。午前中は主にTT案採択のためのアンモデレートコーカスが取られた。先程事前会合の時点で南北間で2つの陣営に大きく分かれ、陣営内でのミクロな動きは少なかったと書いたが、ここでも基本的にその流れが維持され、南北間でTT案作成の中心となっていたアメリカ合衆国とリビアが直接2ヶ国間交渉をし、それをそれぞれの陣営に提示して説得するという方式が取られた。TT案作成にメインで携わっていた以外の国々は、陣営を超えて話し合いをしていることもあったが、基本的にはTT案の作成が主なトピックではあった。2ヶ国間交渉の結果を持ち帰ったとき、アメリカ陣営（北側）は説得がすぐ終わったようだが、南側諸国においてはリビア大使の説得に対して一部アフリカ諸国を中心に反発する国も見られた。しかし、結局2ヶ国間交渉によって作成されたTT案がコンセンサスで採択されることになった。

TT案議論は午前の途中まで行われ、そこからは実質議論に移った。1日目の議

論過程において最も白熱したのは人権の性質のうち、その普遍性である。アメリカ合衆国が中心となって「人権という概念はそれ自体として普遍的であり、その根源的な普遍性から切り離すことができないものである」と主張し、それに対してリビア大使やキューバ大使などの南側諸国は「人権はその価値自体は普遍的だが、それは西欧的な人権価値観のような単一の価値観が普遍的であることとは異なる」と主張して人権概念の相対性、価値の普遍性と単一の価値観の普遍性の分離を主張した。この点に関してはかなり議論が白熱し、合意提案フェーズでも各国大使からさまざまな分野・レイヤー（目的、内容、その存在自体についてなど）での合意提案が出された。

ここに関しても予想外のことを書くならば、まず冒頭にキーアクターである中国大使が欠席していたことにより、議場における対立や議論の構造が予想していたものと異なってしまっていたことが挙げられる。また、イスラームなどの固有の価値観を持つ国々や、人権概念の普遍性に関しては強く通したいと考える西欧諸国から予想していたより発言が少なかったことが挙げられる。

そのほかにも、人権の相互依存性、不可分性などについても議論が行われた。その中で社会権と自由権の相互依存性、不可分性だけでなく、自決権（集団の権利）が個人の権利である自由権や社会権と相互依存、不可分だという主張がなされ、それについても一定の合意が生まれたことは興味深い。これら人権の性質、つまり「基準設定」に関わるものは会議概要で書いた通り、のちの議論・交渉に大きく影響を与えるため、各国大使の議論が白熱したと考えられる。

4) 会議当日2日目（12/5）

会議2日目については、TT案に従い、発展の権利、自決権などの人権についてや、その保障について多く話し合われた。ただ、この論点に関しては「国際的に確立した人権」について話し合うことがTT案に示されていたため、まずは各国が主張する権利が国際的に確立した人権か否かという点で揉めた権利もあった。自決権についてはそれが確立されていることに異論はなく、その内容や適用範囲について議論が行われた。発展の権利に関してはその存在についても反対しているアメリカ合衆国と、その実現を切望する国々との間で「確立されているかいらないか」という点についての議論が中心となって、その実質的内容についての議論は少なくなっていたように思える（もちろん、この時点でかなり時間が押していたため、その影響もあったが）。

また、人権の保障のあり方については①国家の果たすべき義務、②国家間の相互協力のあり方、③国際社会の協力のあり方、の大きく分けて3つの中論点が設定され、そのもとで話し合われた。1つ目の中論点に関しては「国家に第一義的

義務がある」ことに加え、「国家には法の支配の確立、正義と民主主義の確立を促進する役割がある」などの合意がとられた。これらの内容は解釈に画一性を持つものではなかったと記憶しているが、保障における国家の義務について一定程度の合意が生まれた。また、キューバ大使から「一部の文言を取り出して解釈をするのではなく、全体を見て解釈すべきだ」という提案も出されたが、この点に関して合意は生まれず、アンモデへ持ち越しになった。②については主に南北格差についてやその責任は先進国にあること、相互協力の内容は経済的側面に限るか否かなどを巡って議論が行われたが、議論時間の制約もあって、議長の裁量の元、最大公約数的な提案がとられた。③については「人権は国際社会の正当な関心事項であるか否か」「国連人権高等弁務官を設置すべきか否か」という点については関心が高い国が多かったと思われるが（他の概念的な話より国益に結びつきやすいから）、時間の制約があり、あまり議論がなされずにアンモデへと移行した。

その後は全てアンモデになった。申し訳ないことにアンモデに関しては議事録もなく、あまり覚えていないのだが、地域関係なしの途上国グループと、ドイツや日本などの先進国グループ、USが集めたメキシコとチリの中立より？グループ、の3つができていたと記憶している。ただ、そもそもTTの時点であまりアンモデの時間がなかったこと、先進国グループと中立より？グループの国全員の賛同を得られなければ採択要件が満たされない状況だったことなどから、結果として全体で話し合いが展開された。

結果としてコンセンサスで決議は可決されることになったが、最後は時間に押されて一気に合意が進んだようであったので、モデでの議論による合意や争点の洗い出しがどのように交渉に役立ったかは正直会議監督として把握しきれていない。

3. 会議総括・課題

今回の会議コンセプトが「戦略」に重きをおいたものであったこと、議題の内容が多岐に渡り、議題理解が難しいこと、また新メンが多かったことなどから、「議題理解や国益設定の負担を少しでも減らし、戦略について考える時間を取ってもらう」ために一定程度の工夫を会議監督として施していたつもりである。例えば、BGに関して国際法の仕組みや国連決議が持つ意味についてのコラムを設けたり、争点間の連関性についてもBGに記載して「どの部分の合意がどこに生きるか」をなるべくわかりやすくしたりした。勉強会についても争点間の連関性について再度解説したり、「冷戦後のこの時期に人権会議が行われる意味」についても解説したり、タスクについても「議場理解」というパートを設けて複雑な議

題について国益を確定しやすいようにしたりした。また、メンターについても自由に何回も入れる方式にした。

このように会議監督としてなるだけサポートをしたつもりであるが、課題と反省についてそれぞれ1つずつ述べる。課題については、準備に十分に時間を割けていない大使が結果として多くなってしまったことである。会議中には、自国益の核となるであろう部分について十分なロジックを展開できていなかったり、主張するであろうところで他国任せになってあまり主張できていなかったりする大使が散見された¹。その結果として、会議が一部の大使によるモデでの独走+アンモデでの代表者会合のようになってしまい、微妙にスタンスの異なる様々な国が自国益の最大化を狙って交渉をしていく、というこの会議の特徴があまり活かされなかった点は課題と考えている。

次に反省について書くが、争点を絞らずに多くしたことが裏目に出てしまったところはあると感じている。削ることも難しかったと考えているが、上で述べた通り大使の準備が追いつかなかったこと、TT案の時点で争点が多かったためにかなり議論に大きく時間が割かれてしまい、膨大な起草範囲をアンモデで丁寧に交渉するというプロセスが削られてしまうことに繋がった。

このような課題・反省から、私の会議設計がコンセプトと比して実現可能性の低いものだった点は否めず、単に私の力不足を実感した。また、老神の方々ほど強くはないが、経験を積んでいて一定程度議場において動きを生むことができる旧メン層の確保の重大さも実感した（本会議では新メンがほとんどで旧メンが少なかった）。もちろん私の設計不足が最大の要因だが、このような構造的要因も解決せねば、このウィーン会議に存在したダイナミクスをシュミレーションするのは難しいのではないかと、という仮説が生まれたことを最後に記しておきたい。

しつこいようだが、改めて本会議に参加してくださった大使の方々に厚くお礼を申し上げたい。また、ここに書かれたことは一旧メンの考察にすぎず、実際の大使の意図と異なっている可能性も大いにあるため、その点を考慮して参考にしていただければ幸いである。

¹ もちろん、これは会議参加者の皆様を「ディスる」ものではなく、むしろフロントとして会議に参加してくれたことにとても感謝しています！

日吉研究会後期会議『武器貿易条約』

会議監督：田口蒼依

1. 会議概要・目的

議題

武器貿易条約（ATT）

議題概要

通常兵器の不正な取引を防止することを目的とした条約。2006年の国連総会において、通常兵器の移転の規制に関する高い水準の国際的な基準を規定する条約の検討が開始され、2013年に国連総会で多数決で採択された。

2. 会議の経過、成果文書について

本会合直前の3日間を使って事前交渉・事前会合を行い、論点TT案の採択に向けて議論を重ねた。本会議では論点TT案の採択方法はコンセンサスのみとし、時間制限を設けた。これはATT議場において少数派である国々が本会合で国益を追う術をはじめから制限しないためである。ATTは賛成派が多数派であり、かつ本会議では最終交渉会議を模擬したため多数派を形成することが容易であることが予想されたのだ。さて、結論から申し上げると論点TT案は採択されなかった。論点TT案を2本受理したが、いずれもコンセンサスブロックされた。この要因として挙げられるのはATT賛成派における方針の一致が図れていなかったこと、さらに彼らの議場把握が甘かったことであろう。交渉のインセンティブをより多く感じている国の側からコンセンサスを前提とした交渉を持ち掛け、合意可能領域を確保することが必要であった。結果として、本会合の最終文書においてもコンセンサスを目指すべきであるとしていた賛成派の中の国々は、事前会合の段階でさえそれが達成されなかったことにより不穏な空気でスタートを切ることとなった。

本会合1日目。午前中は全か国がスピーチを行い、自国の立場や議場へ向けたメッセージを表明した。議場の空気を自国に有利なように持っていくために公式討議を有効活用できていたりスピーチがよく練られていたりした国もいれば、P/Iを通して果たして意味はあるのかと感じられてしまうような行動が見られた国もあった。午後からはフロントによる論点案に沿った議論がモデにおいて行われた。こちらにおいては前半の論点において議論が大幅に伸びてしまった。自国にとって当該論点ではどのような落としどころに落ち着けることが理想なのか、どの論点を重要視すべきなのか、といったことが明白に見えている国もいればそうではない国もいたからであるというのがこの理由であろう。大論点2では非国家主体への移転に関してどのような場合について規制すべきかということが議論された。

結果的に後の交渉において生かすことができるような議論、そして合意がなされたことは非国家主体に関する文言を挿入したい国からすれば意義のある時間だった。大論点3、4に関しては時間が押していたため手続投票によりフェーズを主張・懸念のみに留めることになり、ここでは対立点の洗い出しのみが行われた。

本会合2日目、非公式討議はすべてアンモデでの交渉に使われた。はじめは賛成派と反対派に分かれそれぞれ文言案の一本化が進められ、DR提出締切時刻まで1時間となった段階で全体でのシッティングコーカスで文言のすり合わせが行われたが、交渉は終結せずDR提出には至らなかった。また全体交渉がうまくいかなかった場合の保険案として米国が独自に作成していた米国案も存在しており、英仏独日が共同提出国となり提出された。ATT交渉会議ではコンセンサスのみを採択方法としていたため、コンセンサスによる採択が挙げられたが複数箇国により反対があげられコンセンサスは失敗した。今回の設計上、ATT交渉会議でコンセンサスが失敗した場合、総会に議場を移動させ多数決採択を行うことができた。しかし米国は総会において自国の案を提出しなかった。これは想定以上に議場からの反発が大きかったためであった。米国案の交渉はあまり公にされておらず、その存在を知らされていなかった国もあり、また全体交渉において行われていた交渉の結果もほとんど反映されていないものだったことなどを理由に反発した国が複数いた。決議が落ちる、もしくは落ちる寸前の票数で可決されることは望ましくない結果であることを見据え、米国案は提出されなかった。

3. 会議総括・課題

総勢50人近くの参加者が最後まで尽力したことに関しては喜ばしいことだと考える。

研究会の1年間の集大成ともいえる後期会議において、レベルの高い会議を提供するということは参加者のレベルにばらつきがある中では難しいことだが、少なくとも参加者それぞれが自分にできることを遂行するということができれば満足度は上がるのではないかと考えた。会議の結果うんぬんではなく、参加者個人が今会議で何か新たな気づきを得ていれば幸いである。加えて、ディレクが意識しなければいけないのはフロントも参加者であるということである。今回は新メンからもフロントを募集し、それぞれが会議にしっかり関わられるような仕事を振ることを意識した。フロントのマネジメントはディレクの大きな役割のひとつがあるので、今回感じた良かった点悪かった点は今後にしっかり引き継ぎたい。

四ツ谷研究会後期会議『侵略の定義—総会決議三三一四までの道程—』

会議監督：渡邊 真也

・本会議を作成するにあたり考慮した点

本会議を作成するにあたり、「後期会議」という会議の在り方から考えた。私は、後期会議というものは言い方を選ばなければ「研究会内で1番大きい会議でありながらも研究会会議の枠にとらわれたもの」と考えた。つまり、ディレクのやりたいよう自由に行える面と、研究会運営として考えなければいけない面がどうしても存在し、その部分の折り合いをどうつけるかをまず考えなければならぬ、と考えたのだ。しかし私はこの後期会議のいわば二面性を理解しながら、そして、難易度が上がれば、議論に新メンが付いていけなくなるのではないか、などといった懸念が挙げられながらも、この難解な「侵略の定義」という議題を会議とすることを選択した。この意図としては、後期会議監督として、この後期会議の規模を最大限生かしたかった事、そして新メンに対しては、今年最後の締め、というよりむしろこの会議から「模擬国連」というものを考え始めてほしい、再考してほしいという願望である。侵略の定義にて得る知識は今後何度も新メンが向き合うであろう分野が中心であり、またほとんどの新メンが経験したことがないであろう議題難易度である。その議題と格闘し、「自分で」かみ砕いて理解し、国益等の構築を行ってほしい、また先輩方がどうこの難易度の議題と向き合っているのか、この難易度の議題でどのようなロジックを発し、戦略を行うのかを観察してほしい、そしていままで漠然とロジックの根拠として用いていた国連憲章や国際法規範の根本理解を行うことで、この会議をきっかけとしてこの会議の後に会議に出る際にはより磨きがかかった会議行動を行えるようになってほしいと考えた。

また、本会議はモデ(インフォーマル)を重視した。モデというものは国連にはない、模擬国連独自のものである。この会議では「モデを駆使した戦略」を構築してもらうことにより、モデの使い方の見直しや先輩デリがどのようなモデ戦略をとるかを新メンらが観察することで今後の戦略構築に生かして行ってほしい、と考えこのような設計とした

・具体的な会議進行

・BG

この会議のBGは、「ネットや手元で簡単に手に入らない情報を書く」ことを心掛けた。具体的には「冷戦の世界史」のような項目をあえて省き、「自決権の変遷」や「自衛権の変遷」、また友好関係原則宣言と関連している会議であったために、友好関係原則特別委員会での議論内容を付した。この会議では国際法における原則を多分に扱う会議であったために、結果的には原則解説を行うBGとなった。

・メンター

メンターでは、主に「各国スタンス」の考察に関して話し合うことが多かった印象である。この会議はいわゆる「概念系」と呼ばれる会議であるため、実質的な国益追求が難しかった。そのため、スタンス構築がデリにとって一番難しかったと思っている。また、ここに関してはディレクである私も、資料を読み、各国の当時の状況を鑑みた中での「考察」にしかならないため、メンターでは「ディレクの考察ではこの国はこう」というアドバイスを心がけた。ディレクとしての答えは持ちつつ、デリがどのように考え、どのように国益を構築したかというプロセスを聞き、その考察が深ければその考察からくる国益設定を後押しした。

・事前交渉

グルーピングが行われたが、そこまで進まなかった印象である。TT論点案の会議設計が「フロント案をもとに各国論点案を作る」というものであったからか、各国の論点案が乱立するような事前会合ではなく、グルーピングごとに1つずつ作成され、それにそれぞれのグルーピングに属する各国が意見を付していくというようなものであった。これはフロント論点案が出ているために、最終的には順番は前後しようと思いたい内容は話し合えるため、議論議論で致命的な失敗をしないことがある程度保障されたが故に戦略として優先的に考慮される部分にならなかったからであると私は分析した。会議設計におけるの1つであるが、議題難易度が難しく、また「侵略の定義」にかかわるすべての論点を話し合うことが難しかったため、わかりやすく絞ることが致し方なかった点でもある。

・事前会合

3時間とし、最低2/3採決とした。2/3としたのは、西側の数的不利を考慮してのことである。事前交渉をリードし、論点案をまとめていた大使がそのまま自分の案をと押し切った形となった。この会議では西側が数的不利をとっていたものの、立場的には「やっと議論のテーブルに着いた」という面で無視できない国々であったが、結果的には西側の論点TT案が全く反映されないものが通った。

・ 会議前交渉

会議前交渉で目立ったのは、事前会合での西側の不利をみて、中間的なAAが危機感を持ち、会議本番では斡旋するべく事前に行動していたことである。中間国AAがグルーピングを作り、また西側寄りのAA諸国もそのグルーピングに介入したりなど、対立国同士の動きというよりは中間国らの行動が活発であった。一概に一方が不利になりすぎたから中間国が動いた、という評価はできないが、少なくとも西側の意見なしではこの会議は成立しえないし、その斡旋ができていなかったと気づいた中間国らが事前会合を通して反省し行動し始めたといえるであろう。

・ 会議本番

論点をあらかじめ絞ったものの、その中でも議論できる幅がとても広く設定していたため、デリ(と議長)に裁量が大きく任せられている会議であった。その中で特に自衛権、自決権といった根本的な対立をはらむ論点においてデリが主体となり議論方針が定まっていたことは会議監督としては大変好ましいことであった。

また、この会議は会議設計的に「モデ(インフォーマル)重視」の会議であったため、インフォーマルが2日目の午後に差し込むかどうかのところまで行われた(議論時間は一日目二日目ともに9:00-20:00)。結果から言えば、モデで主張のある国以外は喋らず、パソコンでの各国交渉に走ってしまった。そしてその影響力が結果的にアンモデ(コーカス)にも響き、モデで主張した国が集まって話し合い、その会合にそれ以外のすべての国の国益が握られるという会議となった。

この会議の大きな特徴として「過渡的」、すなわち決議がゴールではなく、合意を集めて決議を出すもよし、出さずにスタンスの近い各国で委員会報告書を作成し、次の会議に持ち越すもよしという会議であったため、各国の妥協ラインは必然的に高くなった。しかし同時に合意を少しでも得て、文言を部分的に確定させ議論を促進させるという国益は多くの国に共通していたため、結果的に部分的合意が得られ、得られていない部分についてはスタンスの近い国で委員会報告書が作られ会議が終了した。

・ 研究会会議としての侵略の定義会議

・ 成功した点

1点目は研究会会議でも最高峰のレベルで会議を提供できたことである。研究会会議ではなかなか類を見ないレベル感での規模、デリの強さ、議題が凝縮された会議であった。

2点目はモデのレベルを上げることができた点である。近年は交渉がデジタル化したこともあり、モデ議論がSlackやDiscordでの交渉でおざなりになっている感覚があった。この会議においては、モデでの議論で抽出された妥協点や対立点、合意がのちの交渉でも有効的に扱われた会議であったといえる。

・失敗した点

これは最初期からの懸念事項であり、研究会会議の限界とも言えてしまうのかもしれないが、研究会の様々な新メンも多く参加する会議が全国大会に近いレベルになった結果、全く行動のできないデリが出てきてしまったことである。この部分を補いきれなかったため²、「研究会会議」としては失敗といえる面でもあるといえる。

ディレクとしての反省点になるが、類をあまり見ない設計や議題の切り取り方をしたため、RoPの改変に多くの時間を割いてしまったことである。最終的にはデリが戸惑わないぎりぎりのタイミング(大体事前会合1週間前)に最終版を提示できたため大きな混乱なく事なきを得たが、RoPの改変が多くなってしまった点は失敗といえる。

² 私はこの部分を反省としたが、同時にあえてこのようにした、という面がある。新メンであっても神メンであっても、この会議では「デリ」として平等に扱いたかったからである。

早稲田研究会後期会議『国連における中華人民共和国の合法的権利の回復』

会議監督：中野尾翼

1.会議概要・目的

・基本情報

議題	国連における中華人民共和国の合法的権利の回復 Restoration of the lawful rights of the People's Republic of China in the United Nations
議場	国際連合総会第26会期
論点	大論点①：「重要問題」への指定について 大論点②：中華人民共和国政府の国際連合への参加について 大論点③：中華民国政府の国際連合からの追放について
設定日時	1971年10月25日
対象となる決議	A/RES/2758、その他
その他特徴	密約あり、一部の国を対象とした予算システムあり、メモ回しは紙を使用したもののみ可

・目的

1年間の総まとめとして、新メンには旧メンに向けたステップアップ、旧メンには2年間の振り返りをしてもらいたい。そのため、比較的議題理解が容易な「中国代表権問題」を議題に設定し、なるべく自分の会議行動の準備に時間を費やせるようにした。

・備考

諸事情により会議2ヶ月前での議題変更となったため、フロント側も十分に議題理解を深める時間的余裕がなかった。そのため、過去の資料が豊富な「中国代表権問題」を議題としたという裏事情がある。

2.会議の経過、成果文書について

事前会合における議論議論の結果、会議はインフォーマル中心で進行することとなった。大論点①では重要問題指定の対象と重要問題指定の是非について、憲章18条2項および3項を引き合いに、今回の事例が憲章18条の定める重要問題にあたるのかどうかを巡る議論が展開された。大論点②は「中華人民共和国政府の国際連合への参加について」という論点名ながら根本的な代表権承認基準の問題に議論が脱線してしまう場面がみられたものの、中華人民共和国と中華民国の国際法上の関係等を中心に議論が展開された。最後の大論点③では大論点②の反省を生かして代表権承認基準の問題への言及はなく、「中国」の正統政府をめぐって両者の主張が真っ向からぶつかり合う展開となった。

決議案は合わせて五本フロントに提出され、それぞれ

- ①国府による国連憲章の条文を再確認する決議案
- ②チュニジアによる中共招請決議案
- ③チュニジアによる「国府にフォルモサ島の代表として総会の議席を与える」決議案

④アルバニアによる史実アルバニア決議案

⑤アメリカによる逆重要問題指定決議案

のような内容となった。ディレクチェックの結果①の決議案は棄却され、②と③の決議案は交渉の結果提出が断念された。したがって、公式に提出された決議案は④と⑤のみであった。先議権に関する投票の結果⑤が④よりも先に投票にかけられることとなり、賛成多数で採択。それによって重要問題に指定された④の決議案は必要な賛成票を集められず否決された。

3.会議総括・課題

会議設計の反省点としては以下の3点が挙げられる。

①密約を認める範囲

今会議では戦略の幅を広げるためにあえて密約の内容に関する制限を緩いものとした。具体的には「時代錯誤的なものor今会議の内容からあまりにも逸脱しているもの」以外は基本的に締結可能とした。その結果、「戦略の幅を広げる」どころの騒ぎではないレベルで密約でかなりやりたい放題する国が出てきてしまったので、密約システムを導入するならば内容に関してかなり厳格な制限が必要であるように感じた。

②予算システムのバランス

一言で言うと完全にバランスをミスした。算出基準として当時のODA額を使用したほか、ODA額が不明瞭な国はGDP等から算出したが、中共が盛んに行ってい

たような「人材派遣による援助」を組み込むことができず、かなりアンバランスな予算設定となってしまった。

③紙によるメモ回し

今会議では裏交渉のスピードに一定の制限をかけ、インフォーマルの議論への参加を促進するために紙によるメモ回しを導入したが、結局「メモを書くこと・回すこと」にかかりきりになってしまうデリが一定数おり、本来の目的を達成したとは言い難い結果になった。